

ニセコ町議会ハラスメントの防止及び根絶に関する条例

ハラスメントは、個人の尊厳を著しく傷つける悪らつな人権侵害行為であり、これを放置することは犯罪を助長することにつながり、到底看過できないものである。ハラスメントは、社会及び生活のあらゆる部分及び領域において根絶されなければならない。

ハラスメントの根絶は、議会の諸活動においても当然に求められることである。これを放置するならば、議員の活動に支障を来すにとどまらず、議会の社会的信用を失わせ、ひいては議員のなり手不足を招き、議会の存在意義さえも失わせるものとなる。

ニセコ町議会がその役割を十分に発揮することができるよう、議員同士がそれぞれの人格を尊重し、相互信頼を深めることを通してハラスメントの防止と根絶に努め、信頼される議会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、ニセコ町議会議員（以下「議員」という。）による議員及びニセコ町職員（以下「職員」という。）に対するハラスメントを防止するために必要な措置を定め、もって議員及び職員が個人としての尊厳を尊重され、良好な職場環境を確保することで町政及び議会の効率的運営に寄与し、信頼される議会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 行為者 ハラスメントに該当する行為を行う者をいう。
- (2) ハラスメント 次号から第8号までに該当する行為をいう。
- (3) パワーハラスメント 職務に関して優越的な関係を背景として行われる行為者による言動その他の行為（不作為を含む。以下この条において同じ。）であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、その言動その他の行為の相手方に対して精神的又は身体的な苦痛を与え、その人格若しくは尊厳を害し、又は職務環境を害するものをいう。
- (4) セクシュアルハラスメント 行為者の意図にかかわらず、異性、同性を問わず、性的な言動（性的指向、性差別、性自認等に関する言動を含む。）により相手方に対して不快感を与える行為又はその行為によりその者の職務環境を害する行為をいう。
- (5) モラルハラスメント 行為者による言動その他の行為による意図的かつ精神的な嫌がらせ、暴言・暴力・虐待その他これらに類する行為をいう。

- (6) マタニティハラスメント 妊娠、出産、不妊治療及びこれらに起因する症状により職務に支障を来したこと事由とした行為者による言動その他の行為により、その言動その他の行為の相手方に対して精神的又は身体的な苦痛を与え、その人格若しくは尊厳を害し、又は職務環境を害するものをいう。
- (7) エイジハラスメント 相手の年齢や世代を用いた差別的な行為者の言動により、その者の職務環境が害されることとなる行為をいう。
- (8) その他のハラスメント 第3号から前号までに定めるもののほか、個人の人格若しくは尊厳を害し、精神的若しくは身体的な苦痛を与えることにより、個人の職務環境を害する行為者による行為並びに誹謗、中傷、風評等により相手方の人権を侵害し、若しくは相手方を不快にさせる行為者の行為をいう。

(議会の責務)

第3条 議会は、ハラスメントの防止及び根絶に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、当該問題に関する事実関係を確認し、必要な措置を講じなければならない。

- 2 議会は、ハラスメントの防止に関する行動指針を定めるとともに、その内容を公表するものとする。

(議員の責務)

第4条 議員は、選挙で選ばれた町民の代表者として常に高い倫理観を持ち、ハラスメントの防止に関する行動指針を遵守し、ハラスメントの防止及び根絶に努めなければならない。

- 2 議員は、ハラスメントの事実があると疑われたときは、誠実な態度をもって事実を明らかにし、説明責任を果たさなければならない。
- 3 議員は、ハラスメントに当たる行為を目撃したときは、当該行為者に対し直ちにこれを中止することを申し入れ、また、その内容を議長に報告するよう努めるものとする。

(苦情の申出)

第5条 議員及び職員は、ハラスメントに関する苦情を議長に対し申し出ることができる。

- 2 前項の申出は、代理人によってこれを行うことができる。

(ハラスメントの中止及び防止措置)

第6条 議会は、前条の規定による苦情の申出があったときは、速やかに全員協議会を開

催し当該苦情に係る事実関係を確認するとともに、ハラスメントがあると認められるときは、その中止及び今後のハラスメントの防止のための必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の事実関係の確認に当たっては、苦情の申出者及びその申出に係る行為者から意見を聴くものとする。
- 3 議長は、前条の規定による苦情の申出の内容が緊急を要すると認めるときは、全員協議会の開催によらず前2項に係る措置を行うことができる。

(調査会)

第7条 第5条の規定による苦情の申出のあった内容について、その事実関係の調査及び確認を行うため、前条第1項に規定する全員協議会の決定により、第三者によるハラスメントに関する調査会（以下「調査会」という。）を設置することができる。

- 2 調査会の設置及び運営並びに構成員の選任についての必要な事項は、全員協議会が定める。
- 3 調査会の構成員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(公表)

第8条 第6条第1項の規定によりハラスメントがあったことを確認し中止等の措置を講じたときは、議長は、当該行為者の氏名及び事実内容並びにハラスメントの中止等の措置を公表するものとする。

(プライバシーの保護)

第9条 議員並びにこの条例に基づく苦情の申出者並びに事実関係の調査及び確認に携わった者は、当該ハラスメントに関係する被害者その他の者のプライバシーの保護に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(研修等)

第10条 議会は、ハラスメントの防止及び根絶を図るため、必要な啓発及び研修の実施に努めなければならない。

(議長の職務代行)

第11条 議長が第6条の規定による確認の対象になったときは副議長が、議長及び副議

長が共に当該確認の対象になったときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行う。

(委任)

第 1 2 条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。